

消費者契約法の見直しに向けた取組について

平成 23 年 8 月 23 日
消費者庁消費者制度課

1. 消費者契約法について

- ・平成 12 年 5 月成立、平成 13 年 4 月施行。
- ・不当な勧誘による契約の取消し及び不当な契約条項の無効について規定。

2. 消費者契約法の見直しについて

(1) 適格消費者団体による差止請求制度（消費者団体訴訟制度）の導入

- ・内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、事業者等に対し、消費者契約法上の不当な行為の差止請求をすることができることとするもの。
- ・平成 18 年改正法により導入、平成 19 年 6 月施行。
- ・さらに、平成 20 年改正法により、差止請求の対象を景品表示法上及び特定商取引法上の不当な行為に拡大（平成 21 年 4 月及び同年 12 月施行）。
- ・現在、認定を受けた適格消費者団体は 9 団体。差止請求に係る訴訟が 17 件。

(2) 不当勧誘・不当条項規制の在り方について

- ・現在、法制審議会民法（債権関係）部会において、民法（債権関係）の改正に関する調査審議が行われている。
- ・消費者庁としては、民法（債権関係）改正の議論と連携しつつ、不当勧誘・不当条項規制の在り方について検討していく予定。

以上